



令和 6 年 9 月 12 日
国土交通省関東地方整備局
高崎河川国道事務所

国道 17 号 相生橋の片側交互通行の実施について【第 1 報】

国道 17 号相生橋（あいおいはし）（群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉地先）において、橋梁の点検を行った結果、橋桁に著しい損傷が確認されたため、令和 6 年 9 月 12 日（木）19 時から片側交互通行規制を緊急実施しています。

高崎河川国道事務所では橋梁の適切な維持管理のために橋梁点検を実施していますが、この度、国道 17 号相生橋（群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉地先）の点検において、橋桁に著しい損傷が発見されました。

このため、緊急的な安全確保を目的に令和 6 年 9 月 12 日（木）19 時から片側交互通行規制を緊急実施しております。

今後、原因の確認と対策について検討し、速やかに必要な措置を講じて参ります。

道路利用者の皆様方にはご迷惑おかけしますが、交通規制へのご協力をお願いいたします。

また、交通規制の解除の時期については、改めてお知らせします。

< 発表記者クラブ >

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ・テレビ記者会 高崎記者クラブ

< 問い合わせ先 >

関東地方整備局 高崎河川国道事務所

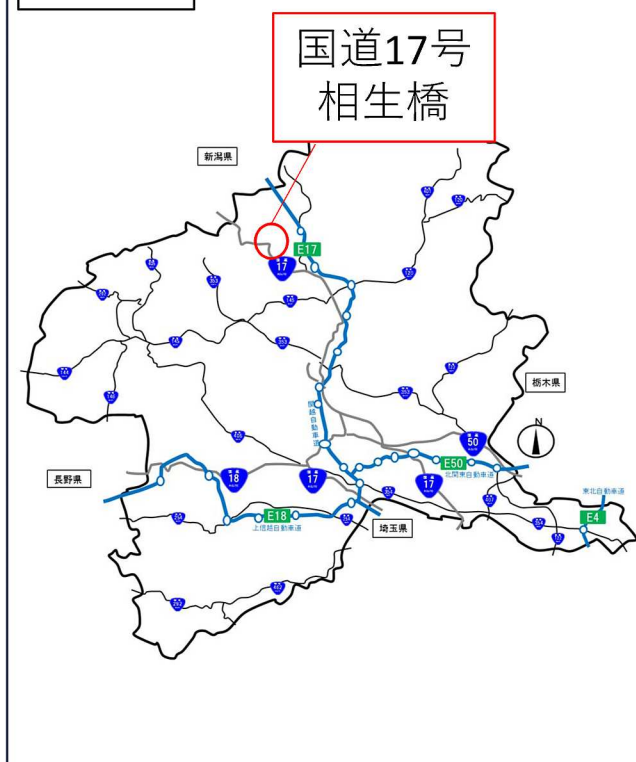
電話：027-345-6000（代表） メールアドレス：ktr-akagi@mlit.go.jp

副所長 洲永（すなが）（内線 204）

道路管理第二課長 馬場（ばば）（内線 441）

国道17号 相生橋の片側交互通行について

位置図



規制箇所



相生橋全景



損傷箇所 (主桁フランジ部分)



横断図

